

平成30年度 省エネ法改正にかかるとA

平成31年4月19日

資源エネルギー庁

省エネルギー課

目 次

1. 連携省エネルギー計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 【Q1-1】 連携省エネルギー計画の認定制度とは、どのような制度でしょうか。
- 【Q1-2】 連携省エネルギー計画の認定を受けたいのですが、どのように記載すれば認定を受けられますか。
- 【Q1-3】 連携省エネルギー計画の目標はどのくらい正確である必要がありますか。また、もし目標が守れなかった場合は、罰則等がありますか。
- 【Q1-4】 連携省エネルギー計画について、何年も前から連携をしている場合、計画の開始時期はいつにして申請すればいいのでしょうか。1年以上前を開始時期とした場合、定期報告書もさかのぼって連携省エネルギー措置を反映してよいのでしょうか。
- 【Q1-5】 事業者クラス分け評価制度（クラス分け評価制度）の対象となる5年間平均原単位変化は、特定第4表のいずれを採用するのでしょうか。いずれかが99.0%以下でSクラスになるのでしょうか。
- 【Q1-6】 連携省エネルギー措置を実施した場合のクラス分け評価について、5年間連携しないと、クラス分け評価の対象にならないということでしょうか。希望があれば、連携していない年度の原単位を使用して、5年度間の平均原単位を算出してもよいのでしょうか。
2. 認定管理統括事業者の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 【Q2-1】 認定管理統括事業者の認定制度とは、どのような制度でしょうか。
- 【Q2-3】 認定管理統括事業者制度の認定を受けた場合、グループとして5年間さかのぼりで原単位を算出する必要がありますか。
- 【Q2-4】 認定管理統括事業者制度の認定を受けて三年間は管理関係事業者メンバーの変更（追加・削除）をできないという理解でよいのでしょうか。
- 【Q2-5】 認定管理統括事業者制度の認定を受けた後、認定の取消・メンバーの変更等を行いたい場合は、どのような手続きを踏むのでしょうか。
- 【Q2-6】 認定管理統括事業者の管理関係指定工場になった場合には、指定工場について、改めての選任届は必要でしょうか。
- 【Q2-7】 認定管理統括事業者の管理関係事業者番号は1,500kI未満の事業者にも割り振られるのでしょうか。
- 【Q2-8】 1,500kI未満の親会社（非特定事業者）の場合、認定表の統括表にも、認定統括事業者名は記載しないという理解でよいのでしょうか（その場合は、認定表も不要でしょうか。）。
- 【Q2-9】 一体管理の証明書類は覚書以外も可能としているのでしょうか。
- 【Q2-10】 取決めには、エネルギー使用の合理化に関する目標について、具体的な判断の基準（○年度比1%以上削減となっていればよい等。）はありますでしょうか。
- 【Q2-11】 今後エネルギーの一体的管理を行う予定（現状は一体管理をしていない）ですが、いま認定管理統括事業者に係る認定を申請できますか。
- 【Q2-12】 「認定管理統括事業者に係る認定申請書」の「6. その他」について、どのようなことを記載すればよいのでしょうか。
- 【Q2-13】 地方公共団体における行政機関（教育委員会、上下水道、病院等）は、認定管理統括事業者制度の対象になりますか。
- 【Q2-14】 認定管理統括事業者のエネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者は認定の範囲内であれば誰を選任してもよいのでしょうか。（管理関係事業者の職員を選任してもよいのでしょうか。）
- 【Q2-15】 認定管理統括事業者の職員を管理関係事業者のエネルギー管理者（員）に選任することは可能でしょうか。

- 【Q2-16】 認定管理統括事業者、管理関係事業者間でのエネルギー管理者(員)の兼任をしてもよいのでしょうか。
- 【Q2-17】 特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者制度を利用することは可能でしょうか。
- 【Q2-18】 ベンチマークの算定範囲・評価等はどうなりますか。ベンチマークも法人単位ではなく、関係事業者まとめたの評価でしょうか。まとめたの評価の場合、法人単位では1,500kl以上のベンチマーク(BM)事業がなくても、グループ会社全体で、1,500kl以上のBM事業となった場合は、指標の算出は必要ということでしょうか。
- 【Q2-19】 管理関係事業者の評価は、どうなるのでしょうか。
- 【Q2-20】 認定を受けた場合、事業者クラス分け評価制度における取扱い(グループとしてのクラス分け)はどうなりますか。
- 【Q2-21】 認定を受けた場合、事業者クラス分け評価制度における取扱い(過去の特定事業者等のクラスとの関連)はどうなりますか。
- 【Q2-22】 認定を受けた場合、中長期計画書の提出免除は、初年度受けられますか。
- 【Q2-23】 認定管理統括事業者及び管理関係事業者は、省エネ促進税制の対象となりますか。
- 【Q2-24】 管理関係事業者が補助金申請を申請することは可能でしょうか。
- 【Q2-25】 認定取消後の各事業者の原単位は、遡及して出す必要がありますか。
- 【Q2-26】 特定事業者等の場合、認定に併せて指定取消(特定事業者・特定連鎖化事業者の指定取消)の手続きは必要ですか。
- 【Q2-27】 特定事業者等の場合、認定に併せて選解任(エネルギー管理統括者・エネルギー管理企画推進者)の手続きは必要ですか。
- 【Q2-28】 認定申請からの認定までの期間は、どのくらいですか。
- 【Q2-29】 認定申請書の提出先はどこになりますか。
- 【Q2-30】 認定後の変更及び制度活用の取り止めが認められる経済的・社会的に止むを得ない場合とはどういう場合ですか。
- 【Q2-31】 原本と、写しの提出が必要とありますが、押印部分も、原本のコピー(押印もコピー)でよいのでしょうか。
- 【Q2-32】 中長期計画書、エネルギー管理者(員)等の選解任の届出等も認定管理統括事業者からの届出等になるのでしょうか。

3. 中長期計画書の免除申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

- 【Q3-1】 中長期計画書の提出期限頻度が軽減される場合は、どのような場合でしょうか。
- 【Q3-2】 中長期計画の免除の申請はどのように行えばいいですか。
- 【Q3-3】 計画期間の始期はどのように記載すればいいですか。
- 【Q3-4】 中長期計画の提出免除を受けた場合、次に中長期計画を提出するのはいつですか。
- 【Q3-5】 提出免除を受けている期間の途中で、計画を出しなおすことは可能ですか。
- 【Q3-6】 提出免除を受けている期間の途中で、Sクラスを満たさなくなった場合はどうすればいいですか。
- 【Q3-7】 免除申請時の中長期計画書に3年分の計画しか載っていなくても、それを5年間の計画として免除申請期間を5年と申請できますか。

4. 荷主の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

- 【Q4-1】 省エネルギー法の改正において、荷主の定義はどう変わったのでしょうか。
- 【Q4-2】 荷主の定義ですが、「自らの事業に関して」とありますが、発送側事業者と受取側事業者ではどちらが「自らの事業に関して」に該当するのかどのように判断したらよいのでしょうか。
- 【Q4-3】 「輸送モードを決定している」とはどういうことですか。
- 【Q4-4】 法第105条第1号の荷主の判断基準について「輸送の方法等」の要素として「①輸送モード」があり、この内容について以下の場合について輸送モードを決定している場合に該当するかを教えてください。
 ①外注する場合、輸送業者をA社またはB社で発送して欲しいと範囲を限定するこ

と。

⑧外注する場合、外注先からA社かB社しか利用できないと提示された際、何れかを選択した場合。

【Q4-5】貨物の輸送方法等を実質的に決定している者に該当する要素として以下の場合は該当しないでしょうか。

①輸送モード、②受取日時、③受取場所のうち1つでもこの要素が欠けている場合。また、上記3つの要素を決定していれば、輸送事業者であっても荷主になるのでしょうか。

【Q4-6】個別の郵便物・宅配物に関してはこれまでカウントしていましたが、これらの取扱いについては、新定義の下もカウントしますか。

【Q4-7】自社設備の輸送に関して、設備メーカー側が手配した輸送事業者を利用している場合は、誰が荷主となりますか。

【Q4-8】貨物輸送事業者と契約しているのは自社ですが、送り先とその日時はA社から、輸送方法はB社から指示を受けています。この場合、誰が荷主となるのでしょうか。

【Q4-9】自社は製造業であり、輸送については子会社が貨物輸送事業者と契約している。この場合、誰が荷主となるのでしょうか。

1. 連携省エネルギー計画について

【Q1-1】 連携省エネルギー計画の認定制度とは、どのような制度でしょうか。

【A1-1】 連携省エネルギー計画の認定制度とは、複数の事業者が連携して省エネ取組（連携省エネルギー措置）を行う場合に、省エネ法の定期報告書において連携による省エネ量を事業者間で分配して報告することが出来る制度です。制度を利用するためには、「連携省エネルギー計画」を作成の上、経済産業大臣又は経済産業局長に提出し、認定を受ける必要があります。

【Q1-2】 連携省エネルギー計画の認定を受けたいのですが、どのように記載すれば認定を受けることができますか。

【A1-2】 連携省エネルギー計画は、「連携省エネルギー計画の作成のための指針」に照らして適切なものでなければなりませんので、同指針に沿った形で計画を作成してください。

【Q1-3】 連携省エネルギー計画の目標はどのくらい正確である必要がありますか。また、もし目標が守れなかった場合は、罰則等がありますか。

【A1-3】 連携省エネルギー計画の目標は、推計でかまいませんので定量的に計算をお願いします。仮に計画内容と報告内容に著しく齟齬がある場合や明らかに形骸化していると思われる場合は、認定取消の対象となる場合があります。

【Q1-4】 連携省エネルギー計画について、何年前前から連携をしている場合、計画の開始時期はいつにして申請すればいいのでしょうか。1年以上前を開始時期とした場合、定期報告書もさかのぼって連携省エネルギー措置を反映してよいのでしょうか。

【A1-4】 既に連携を行っている場合は、連携省エネルギー計画認定申請書の始期を過去に遡及して申請することも可能です。定期報告書の報告は、連携省エネルギー計画認定申請書の開始時期に遡って算出してください。

【Q1-5】 事業者クラス分け評価制度（クラス分け評価制度）の対象となる5年間平均原単位変化は、特定第4表のいずれを採用するのでしょうか。いずれかが99.0%以下でSクラスになるのでしょうか。

【A1-5】 連携による省エネ量を企業間で分配したあとの原単位について事業者ごとに評価します。特定第4表1-2（エネルギーの使用に係る原単位）、特定第4表2-2（電気需要平準化評価原単位）の値（いずれかよい方）で判定します。

【Q1-6】 連携省エネルギー措置を実施した場合のクラス分け評価について、5年間連携しないと、クラス分け評価の対象にならないということでしょうか。希望があれば、連携していない年度の原単位を使用して、5年度間の平均原単位を算出してもよいでしょうか。

【A1-6】 連携省エネルギー措置の前後が混在した5年度分もクラス分け評価は実施されません。

2. 認定管理統括事業者の認定について

【Q2-1】 認定管理統括事業者の認定制度とは、どのような制度でしょうか。

【A2-1】 認定管理統括事業者の認定制度とは、グループ企業の親会社等が、グループの一体的な省エネルギー取組を統括管理する者として認定を受けた場合、子会社等も含めて当該親会社等（認定管理統括事業者）による省エネ法の定期報告の提出等の義務の一体的な履行を認める制度です。制度を利用するためには、「認定管理統括事業者に係る認定申請書」に必要事項を記載の上、経済産業局長に提出し、認定を受

ける必要があります。

【Q2-2】 認定管理統括事業者制度の認定を受けた場合、グループとして5年間さかのぼりで原単位を算出する必要がありますか。

【A2-2】 クラス分け評価制度において、努力目標達成（5年間平均原単位1%以上低減）を判定するため、可能な限り遡って算出してください。5年度間の原単位の比較ができるよう、データの範囲等の確認をしてください。過去のデータがそろわず、5年度間平均原単位の算出ができない場合は、原則事業者クラス分け制度（SABC評価制度）の判定が受けられません。

【Q2-3】 認定管理統括事業者制度の認定を受けて三年間は管理関係事業者メンバーの変更（追加・削除）をできないという理解でよいのでしょうか。

【A2-3】 エネルギーの使用の合理化等を継続的に図る観点から、経済的・社会的に止むを得ない場合を除いて、原則として少なくとも3年間は認定を受けた企業グループにおける事業者の変更及び制度活用の取り止めはできません。

【Q2-4】 認定管理統括事業者制度の認定を受けた後、認定の取消・メンバーの変更等を行いたい場合は、どのような手続きを踏むのでしょうか。

【A2-4】 新規に、認定管理統括事業者の認定を受けることになります。

【Q2-5】 認定管理統括事業者の管理関係指定工場になった場合には、指定工場について、改めての選任届は必要でしょうか。

【A2-5】 不要です。

【Q2-6】 認定管理統括事業者の管理関係事業者番号は1,500kI未満の事業者にも割り振られるのでしょうか。

【A2-6】 認定管理統括事業者の管理関係事業者として認定を受けた場合は、1,500kI以下であっても管理関係事業者番号が割り振られます。

【Q2-7】 1,500kI未満の親会社（非特定事業者）の場合、認定表の統括表にも、認定統括事業者名は記載しないという理解でよいのでしょうか（その場合は、認定表も不要でしょうか。）。

【A2-7】 認定管理統括事業者のエネルギー使用量が1,500kI以下の場合は、認定—統括表1の記載は不要ですが、認定表はエネルギー使用量が1,500kI以上の事業者の分提出が必要です。

【Q2-8】 一体管理の証明書類は覚書以外も可能としているのでしょうか。

【A2-8】 以下の内容を全て含む書面化された「取決め」が必要です。覚書の形式をとっていなくても認定管理統括事業者・管理関係事業者全てにコミットメントできているもの（グループ全体の規則など）であれば問題ありません。

- ① 工場等におけるエネルギーの使用の合理化の取組方針
- ② 工場等におけるエネルギーの使用の合理化を行うための体制
- ③ 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関するエネルギー管理の手法

【Q2-9】 取決めには、エネルギー使用の合理化に関する目標について、具体的な判断の基準（〇年度比1%以上削減となっていればよい等。）はありますでしょうか。

【A2-9】 省エネ法の努力目標（5年度平均原単位1%以上改善、ベンチマーク基準達成など）に沿って記載されることが望ましいですが、数値的な目標に直すのが難しい場合（エネルギー使用量の削減や、設備共同購入・共同利用などで一体的に取り組む

ことが明記されている場合など) もありますので、基準を設けることはしておりません。

【Q2-10】 今後エネルギーの一体的管理を行う予定(現状は一体管理をしていない)ですが、いま認定管理統括事業者に係る認定を申請できますか。

【A2-10】 現状、エネルギーの一体的管理を実施している場合のみ、申請が可能です。(現時点でエネルギーの一体的管理をしていない場合は、申請できません。)

【Q2-11】 「認定管理統括事業者に係る認定申請書」の「6. その他」について、どのようなことを記載すればよいのでしょうか。

【A2-11】 1. ~5. 記載事項の補足や全体的に省エネルギーのために行っていることの特記事項などがあれば記入します。特段なければ空欄でも問題ありません。

例：3. 一体管理の概要では記載しきれなかった具体的に行われる対策(エネルギーの共同購入、設備の共同利用等により年〇〇kl 省エネ効果が見込まれるなど)等を記載。

【Q2-12】 地方公共団体における行政機関(教育委員会、上下水道、病院等)は、認定管理統括事業者制度の対象になりますか。

【A2-12】 地方公共団体において、一体的にエネルギー管理をしている場合は、対象となります。(同じ地方公共団体に限ります。)

【Q2-13】 認定管理統括事業者のエネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者は認定の範囲内であれば誰を選任してもよいのでしょうか。(管理関係事業者の職員を選任してもよいのでしょうか。)

【A2-13】 基本的に、エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者については、認定管理統括事業者から選任してください。

【Q2-14】 認定管理統括事業者の職員を管理関係事業者のエネルギー管理者(員)に選任することは可能でしょうか。

【A2-14】 可能です。

【Q2-15】 認定管理統括事業者、管理関係事業者間でのエネルギー管理者(員)の兼任をしてもよいのでしょうか。

【A2-15】 経済産業大臣又は経済産業局長の承認を受ければ、兼任は可能となります。

【Q2-16】 特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者制度を利用することは可能でしょうか。

【A2-16】 可能です。

【Q2-17】 ベンチマークの算定範囲・評価等はどうなりますか。ベンチマークも法人単位ではなく、関係事業者まとめたの評価でしょうか。まとめたの評価の場合、法人単位では1,500kl 以上のベンチマーク(BM)事業がなくても、グループ会社全体で、1,500kl 以上の BM 事業となった場合は、指標の算出は必要ということでしょうか。

【A2-17】 認定管理統括事業者の場合、管理関係事業者を含めグループ全体で評価となります。法人単位で、1,500KL 以上の BM 事業者がなくても、グループ全体で1,500KL 以上の BM 事業者となった場合、特定—第6表の算出記載が必要となります。

【Q2-18】 管理関係事業者の評価は、どうなるのでしょうか。

【A2-18】 認定管理統括事業者と管理関係事業者は、全体で一つの評価を受けます。

- 【Q2-19】 認定を受けた場合、事業者クラス分け評価制度における取扱い(グループとしてのクラス分け)はどうなりますか。
- 【A2-19】 クラス分け評価の基礎となる定期報告書の特定一第4表「5年度間平均原単位変化」が報告されなかった場合を除き、認定管理統括事業者として報告された年度からクラス分け評価を行います。
- 【Q2-20】 認定を受けた場合、事業者クラス分け評価制度における取扱い(過去の特定事業者等のクラスとの関連)はどうなりますか。
- 【A2-20】 認定管理統括事業者となった事業者が、特定事業者又は特定連鎖化業者として過去に受けていたクラス分け評価は引き継がれません。
- 【Q2-21】 認定を受けた場合、中長期計画書の提出免除は、初年度受けられますか。
- 【A2-21】 認定管理統括事業者は過去の特定事業者等のクラス分け評価を引き継がないので、2年連続してSクラス評価を受けることが要件となっている中長期計画書の提出免除は、認定初年度は受けられません。
- 【Q2-22】 認定管理統括事業者及び管理関係事業者は、省エネ促進税制の対象となりますか。
- 【A2-22】 2年連続Sクラス評価を受けることが要件となっている省エネ促進税制は2020年までの時限措置のため、認定管理統括事業者及び管理関係事業者は制度の対象外となっています。
- 【Q2-23】 管理関係事業者が補助金申請を申請することは可能でしょうか。
- 【A2-23】 管理関係事業者が補助金を申請することは可能です。また、クラス分け評価については、グループ全体の評価を用いることとなります。
- 【Q2-24】 認定取消後の各事業者の原単位は、遡及して出す必要がありますか。
- 【A2-24】 クラス分け制度において、努力目標達成(5年間平均原単位1%以上低減)を判定するため、可能な限り遡って算出してください。5年度間の原単位の比較ができるよう、データの範囲等の確認をしてください。過去のデータがそろわない場合は、原則事業者クラス分け制度(SABC評価制度)の判定が受けられません。
- 【Q2-25】 特定事業者等の場合、認定に併せて指定取消(特定事業者・特定連鎖化事業者の指定取消)の手続きは必要ですか。
- 【A2-25】 認定を受けた段階で、全ての申請者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者となり、それに併せて特定事業者としての指定は取り消されますので、「指定取消申出書」の提出は不要です。
- 【Q2-26】 特定事業者等の場合、認定に併せて選解任(エネルギー管理統括者・エネルギー管理企画推進者)の手続きは必要ですか。
- 【A2-26】 特定事業者の指定取消に併せて管理関係事業者はエネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者の選任義務がなくなりますので、「選任解任届出書」の提出は不要です。なお、認定管理統括事業者は、認定後遅滞なく、認定管理統括事業者のエネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者を選任し、選任後最初の7月末日までに「選任解任届出書」を提出してください。なお、エネルギー管理者・エネルギー管理員の選解任届出の提出は不要です。
- 【Q2-27】 認定申請からの認定までの期間は、どのくらいですか。
- 【A2-27】 標準処理期間は1カ月です。但し、申請書に不備がある場合は、経済産業局からの照会や申請の差戻しが発生し、手続時間が長期化する場合があります。余裕を持った申請をお願いします。

【Q2-28】 認定申請書の提出先はどこになりますか。

【A2-28】 認定管理統括事業者となる者の主たる事務所（本社又は本社機能を有する事務所）の所在地を管轄する経済産業局（又は経済産業省）に提出してください。

【Q2-29】 認定後の変更及び制度活用の取り止めが認められる経済的・社会的に止むを得ない場合とはどのような場合ですか。

【A2-29】 認定管理統括事業者が管理関係事業者の株式を売却する等、密接関係者の要件を充たさなくなった場合等が該当します。

【Q2-30】 原本と、写しの提出が必要とありますが、押印部分も、原本のコピー（押印もコピー）でよいのでしょうか。

【A2-30】 提出される申請書の写しについては、押印部分もコピーでも構いません。

【Q2-31】 中長期計画書、エネルギー管理者（員）等の選解任の届出等も認定管理統括事業者からの届出等になるのでしょうか。

【A2-31】 省エネ法関係の手続は、全て認定管理統括事業者が行うこととなりますので、選解任届出等も認定管理統括事業者から提出してください。

3. 中長期計画書の免除申請について

【Q3-1】 中長期計画書の提出期限頻度が軽減される場合は、どのような場合でしょうか。

【A3-1】 省エネルギー取組の優良事業者については、中長期計画の提出頻度が軽減されます。

具体的には、特定事業者等の場合は、クラス分け評価制度において直近過去2年度以上連続Sクラス評価の場合、翌年度以降、最後に提出した中長期計画の計画期間内（5年が上限）は、Sクラス評価を継続している限りにおいて、中長期計画の提出を免除します。特定荷主等の場合は、直近過去2年度以上連続で「5年度間平均エネルギー消費原単位を1%以上低減」を達成している場合、翌年度以降、最後に提出した中長期計画の計画期間内（5年が上限）は、上記の条件を継続している限りにおいて、中長期計画の提出を免除します。

【Q3-2】 中長期計画の免除の申請はどのように行えばいいですか。

【A3-2】 中長期計画書の1ページ目に、「中長期計画の提出免除の希望」という欄がありますので、その欄にチェックを入れてください。

【Q3-3】 計画期間の始期はどのように記載すればいいですか。

【A3-3】 提出日の年もしくは提出日の翌年からの計画としてください。

【Q3-4】 中長期計画の提出免除を受けた場合、次に中長期計画を提出するのはいつですか。

【A3-4】 最後に提出した中長期計画期間の最終年に提出してください。例えば、「2020年～2022年」の3年間の計画を提出いただいた場合、次に中長期計画を提出するのは2022年となります。

【Q3-5】 提出免除を受けている期間の途中で、計画を出しなおすことは可能ですか。

【A3-5】 可能です。

【Q3-6】 提出免除を受けている期間の途中で、Sクラスを満たさなくなった場合はどうすればいいですか。

【A3-6】 毎年7月末（荷主は6月末）までに提出いただく定期報告書において、5年度間平均原単位の1%低減又はベンチマーク目標が達成できない場合、新たな中長期計画を合わせて提出いただきます。

【Q3-7】 免除申請時の中長期計画書に3年分の計画しか載っていない場合、それを5年間の計画として免除申請期間を5年と申請できますか。

【A3-7】 中長期計画に3年分の計画しか載っていない場合、最長で3年の免除可能期間になります。

4. 荷主の定義

【Q4-1】 省エネルギー法の改正において、荷主の定義はどう変わったのでしょうか。

【A4-1】 荷主は、法第105条において、以下の通りとなります。

①貨物輸送事業者との契約等により貨物を輸送させている事業者（第1号荷主）

ただし、他の事業者により実質的に貨物の輸送方法等（輸送モード、受取日時、受取場所）が決定されている場合は除きます。

②貨物輸送事業者との契約等がなくとも、貨物輸送事業者が貨物を輸送させている事業者との契約等において、当該貨物の輸送方法等（輸送モード、受取日時、受取場所）を実質的に決定している事業者（第2号荷主）

【Q4-2】 荷主の定義ですが、「自らの事業に関して」とありますが、発送側事業者と受取側事業者ではどちらが「自らの事業に関して」に該当するのかどのように判断したらよいのでしょうか。

【A4-2】 どちらも「自らの事業に関して」という文言に該当する可能性もあります。どちらが荷主になるかは、①貨物輸送事業者と直接契約しているのはどちらか、②輸送事業者との契約において、輸送方法等をどちらが実質的に決定しているかどうかによって決まります。

【Q4-3】 「輸送モードを決定している」とはどういうことですか。

【A4-3】 貨物を輸送する際の輸送方法（トラック、船舶、鉄道、航空等）を決定することを指します。

なお、輸送方法を明示的に決定していなくても、一定の料金内での輸送の指示など、輸送方法の決定にかかわる制約を課している場合も、輸送モードを決定しているものと考えます。

【Q4-4】 法第105条第1号の荷主の判断基準について「輸送の方法等」の要素として「①輸送モード」があり、この内容について以下の場合について輸送モードを決定している場合に該当するかを教えてください。

Ⓐ外注する場合、輸送業者をA社またはB社で発送して欲しいと範囲を限定すること。

Ⓑ外注する場合、外注先からA社かB社しか利用できないと提示された際、何れかを選択した場合。

【A4-4】 Ⓐの場合は、輸送業者の選択によってトラック等、輸送方法が制約される場合、あるいは料金体系によって輸送方法が決まってくる場合は輸送モードを決定しているものと考えます。

Ⓑの場合も、提示された輸送事業者の情報だけでは輸送手段が特定できない場合は自社が輸送モードを決定しているものと考えますが、輸送事業者を提示された時点で輸送方法が限られてくる場合、あるいは料金が決まってくる場合は輸送モードを決定しているとはみなしません。

【Q4-5】 貨物の輸送方法等を実質的に決定している者に該当する要素として以下の場合に該当しないでしょうか。

①輸送モード、②受取日時、③受取場所 のうち1つでもこの要素が欠けている場合。また、上記3つの要素を決定していれば、輸送事業者であっても荷主になるのでしょうか。

【A4-5】 貨物輸送事業者と直接の契約関係がなく、①②③の条件のうち1つでも欠けている場合は荷主とはなりません。（この場合は、貨物輸送事業者と直接契約している事業者が荷主となります）

法第105条第1号で「貨物の輸送の事業は除く。」と規定されておりますので、輸送事業者は荷主とはなりません。

【Q4-6】 個別の郵便物・宅配物に関してはこれまでカウントしていましたが、これらの取扱いについては、新定義の下もカウントしますか。

【A4-6】 「貨物の引渡しを行う日時及び場所並びに貨物の輸送方法」に関して、自らが決定している場合は、引き続き算定の対象となります。

【Q4-7】 自社設備の輸送に関して、設備メーカー側が手配した輸送事業者を利用している場合は、誰が荷主となりますか。

【A4-7】 法第105条第2号に基づき、他の事業者（設備メーカー）との契約その他の取決めにより当該貨物の輸送の方法等（貨物の引渡しを行う日時及び場所並びに貨物の輸送方法）を実質的に決定しているのが自社でないのであれば、輸送事業者と直接契約をした事業者が荷主となります。

【Q4-8】 貨物輸送事業者と契約しているのは自社ですが、送り先とその日時はA社から、輸送方法はB社から指示を受けています。この場合、誰が荷主となるのでしょうか。

【A4-8】 2号荷主として、貨物輸送事業者と直接の契約関係のない事業者が荷主となるためには、①受取日時、②受取場所、③輸送方法を同じ事業者が決定していることが必要ですので、この場合は自社が荷主となります。

【Q4-9】 自社は製造業であり、輸送については子会社が貨物輸送事業者と契約している。この場合、誰が荷主となるのでしょうか。

【A4-9】 貨物輸送事業者と契約しているのは子会社ですが、①受取日時、②受取場所、③輸送方法を親会社を実質的に決定している場合は、親会社が荷主となります。